

医療及び傷病給付に関する条約（第百三十号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百六十九年六月四日にその第五十三回会期として会合し、

その会期の議事日程の第五議題である千九百二十七年の傷病保険（工業）条約及び千九百二十七年の傷病保険（農業）条約の改正に関する提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約（引用に際しては、千九百六十九年の医療及び傷病給付条約と称することができる。）を千九百六十九年六月二十五日に採択する。

第一部 一般規定

第一条

この条約において、

- (a) 「法令」とは、法律、命令及び社会保障に関する規程をいう。
- (b) 「所定の」とは、国内法令により又はこれに基づいて定められていることをいう。
- (c) 「工業的企業」とは、経済活動の次の部門に属するすべての企業をいう。

鉱業及び土石採取業

製造業

建造業

電気、ガス及び水道の事業

運輸業、倉庫業及び通信業

(d) 「居住」とは、加盟国の領域内に通常居住することをいい、「居住者」とは、加盟国の領域内に通常居住する者をいう。

(e) 「被扶養者である」とは、所定の場合に存在するとされる扶養を受けている状態をいう。

(f) 「妻」とは、夫によつて扶養されている妻をいう。

(g) 「子」とは、次の者をいう。

(i) 義務教育終了年齢又は十五歳のいずれか高い方の年齢に達しない子。ただし、次条の規定に基づいて宣言を行つた加盟国は、その宣言が効力を有する間、「子」とは義務教育終了年齢又は十五歳に達しない子をいうものとしてこの条約を適用することができる。

(ii) 所定の条件の下においては、(i)に定める年齢よりも高い一定の年齢に達しない子であつて、修習生若しくは学生であるもの又は慢性疾病若しくは必身障害のためいかな

る有償の活動にも従事することができないもの。ただし、国内法令が「子」とは(i)に定める年齢よりもある程度高い年齢に達しないすべての子をいうと規定する場合に
は、この要件は、満たされたものとみなす。

(h) 「標準受給者」とは、妻及び二人の子を有する男子をいう。

(i) 「資格期間」とは、国内法令で定めるところにより、抛出期間、雇用期間若しくは居住期間又はこれらの組合せをいう。

(j) 「傷病」とは、すべての病的状態（原因のいかんを問わない。）をいう。

(k) 「医療」とは、関連する給付を含む。

第二条

1 経済及び医療施設が十分に発達していない加盟国は、その批准に際して付する宣言により、前条(g)(i)、第十一条、第十四条、第二十条及び第二十六条2に定める暫定的な例外規定を援用することができる。その宣言には、これらの例外規定を援用する理由を述べる。

2 1の規定に基づく宣言を行つた各加盟国は、国際労働機関憲章第二十二条の規定に従つて提出するこの条約の適用に関する報告において、自国が援用しているそれぞれの例外規定について次のいずれかのことを述べる。

(a) 当該例外規定を援用する理由が引き続き存在していること。

(b) 当該例外規定を一定の日以後は援用しないこと。

3 1の規定に基づく宣言を行つた各加盟国は、その宣言に適合しかつ事情が許す場合には、次のことを行う。

(a) 保護対象者の数を増加すること。

(b) 支給する医療の範囲を拡大すること。

(c) 傷病給付の期間を延長すること。

第三条

1 法令によつて被用者を保護する加盟国は、批准の際に行う宣言により、農業的職業から成る部門の被用者であつてその批准の時にこの条約の基準に適合する法令によつてまだ保護されていないものをこの条約の適用から一時的に除外することができる。

2 1の規定に基づく宣言を行つた各加盟国は、国際労働機関憲章第二十二条の規定に従つて提出するこの条約の適用に関する報告において、農業的職業から成る部門の被用者についてこの条約がどの程度に実施されているか及び実施されようとしているか並びにそれらの被用者にこの条約を適用するために達成された進歩を示すものとし、報告すべき変更がない場合には、すべての適当な説明を行う。

3 1の規定に基づく宣言を行つた各加盟国は、事情が許す限度までかつ事情が許す速度

で、農業的職業から成る部門の被用者である保護対象者の数を増加する。

第四条

1 この条約を批准する加盟国は、この条約で要求される給付と同等の又はそれ以上の給付を全体として与える特別な制度によつて次の者が保護されている場合には、その批准に際して付する宣言により、それらの者をこの条約の適用から除外することができる。

(a) 船員（海上漁船員を含む。）

(b) 公務員

2 1の規定に基づく宣言が行われている場合には、当該加盟国は、

(a) 次条(c)、第十条(b)、第十一条、第十九条(b)及び第二十条に規定する百分率を計算するに当たつて考慮される者の数から、この条約の適用から除外した種類に属する者を除外することができる。

(b) 第十条(c)に規定する百分率を計算するに当たつて考慮される者の数から、この条約の適用から除外した種類に属する者並びにその妻及び子を除外することができる。

3 1の規定に基づく宣言を行つた加盟国は、その後において、国際労働事務局長に対し、この条約の批准の時に除外した種類に属する者につきこの条約の義務を受諾することを通告することができる。

第五条

法令によつて被用者を保護する加盟国は、必要に応じて、この条約の適用から次の者を除外することができる。

- (a) 臨時に雇用される者
- (b) 使用者と同居する使用者の家族の構成員であつて使用者のために労働するもの
- (c) その他の種類の被用者であつて、(a)及び(b)の規定に基づいて除外される者以外の被用者の総数の十パーセントを超えないもの

第六条

加盟国は、この条約の適用上、保護対象者について批准の時に法令により強制的なものとされていない保険であつて次の(a)から(c)までの要件に合致するものによつて行われる保護を考慮に入れることができる。

- (a) 公の機関が監督し、又は使用者及び労働者が所定の基準に従つて共同で管理すること。

- (b) 第二十二条6の男子熟練労働者の勤労所得を超えない勤労所得を有する者のかなりの部分を対象とすること。

- (c) 適当な場合には他の形式の保護との組合せにより、この条約に適合すること。

第七条

保護の対象となる事故には、次のものが含まれる。

- (a) 治療の性質を有する医療の必要及び所定の条件の下における予防の性質を有する医療の必要

- (b) 傷病に起因しかつ勤労所得の停止を伴う労働不能であつて国内法令で定めるもの

第二部 医療

第八条

各加盟国は、前条(a)の事故につき、所定の条件に従い、保護対象者に対し治療又は予防の性質を有する医療の支給を確保する。

第九条

前条の医療は、保護対象者の健康、労働能力及び自己の用を足す能力を維持し、回復し又は改善することを目的として与えられる。

第十条

第七条(a)の事故に関する保護対象者は、次のいずれかの者とする。

- (a) すべての被用者（修習生を含む。）並びにその妻及び子
- (b) すべての経済活動従事者の七十五パーセント以上を構成する所定の種類の経済活動従

事者並びにその種類に属する者の妻及び子

- (c) すべての居住者の七十五パーセント以上を構成する所定の種類の居住者

第十一条

第二条の規定に基づく宣言が行われている場合には、第七条(a)の事故に関する保護対象者は、次のいずれかの者とする。

- (a) すべての被用者の二十五パーセント以上を構成する所定の種類の被用者並びにその妻及び子

- (b) 工業的企業におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する工業的企業の所定の種類の被用者並びにその妻及び子

第十二条

障害、老齢、扶養者の死亡又は失業について社会保障給付を受けている者並びに適当な場合にはその妻及び子は、第七条(a)の事故につき、所定の条件の下に引き続き保護される。

第十三条

第八条の医療には、少なくとも次のものを含める。

- (a) 一般医による診療（往診を含む。）
(b) 病院における入院患者及び通院患者に対する専門医による診療並びに病院外で行うこ

とができる専門医による診療

- (c) 医師その他資格のある者の処方による必要な薬剤
- (d) 必要がある場合の病院への収容
- (e) 所定の歯科診療
- (f) 所定の医学的リハビリテーション（補装具及び整形外科的治療装具の支給、保守及び更新を含む。）

第十四条

第二条の規定に基づく宣言が行われている場合には、第八条の医療には、少なくとも次のものを含める。

- (a) 一般医による診療（可能な場合には、往診を含む。）
- (b) 病院における入院患者及び通院患者に対する専門医による診療並びに、可能な場合には、病院外で行うことができる専門医による診療
- (c) 医師その他資格のある者の処方による必要な薬剤
- (d) 必要がある場合の病院への収容

第十五条

加盟国の法令が第八条の医療を受ける権利につき保護対象者又はその扶養者が資格期間を

満たすことを条件としている場合には、この資格期間の条件は、給付を受ける権利を保護対象者の種類に通常属する者から奪うようなものであつてはならない。

第十六条

1 第八条の医療は、事故の全期間にわたつて支給される。

2 受給者が保護対象者の種類に属しなくなる場合には、当該受給者がその種類に属していた間に発生した傷病について医療を受ける権利は、二十六週を下回らない所定の期間に制限することができる。もつとも、医療は、受給者が傷病給付を引き続き受けている間は、停止してはならない。

3 2の規定にかかわらず、医療の期間は、長期の医療が必要であると認められる所定の傷病については、延長するものとする。

第十七条

加盟国の法令により受給者又はその扶養者が第八条の医療の費用を分担することとなつて
いる場合には、その費用の分担に関する規則は、過重な負担とならずかつ医療的及び社会的
保護の効果を損なわないようなものとする。

第三部 傷病給付

第十八条

各加盟国は、第七条(b)の事故につき、所定の条件に従い、保護対象者に対し傷病給付の支給を確保する。

第十九条

第七条(b)の事故に関する保護対象者は、次のいずれかの者とする。

- (a) すべての被用者（修習生を含む。）
- (b) すべての経済活動従事者の七十五パーセント以上を構成する所定の種類の経済活動従事者
- (c) 事故期間中における生計手段が第二十四条の要件に適合する所定の限度を超えないすべての居住者

第二十条

第二条の規定に基づく宣言が行われている場合には、第七条(b)の事故に関する保護対象者は、次のいずれかの者とする。

- (a) すべての被用者の二十五パーセント以上を構成する所定の種類の被用者
- (b) 工業的企業におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する工業的企業の所定の種類の被用者

第二十一条

第十八条の傷病給付は、次の定期金とする。

(a) 所定の種類の被用者又は経済活動従事者を保護対象者とする場合には、次条又は第二十三条の要件に適合するように算定される定期金

(b) 事故期間中における資産の価額が所定の限度額を超えないすべての居住者を保護対象者とする場合には、第二十四条の要件に適合するように算定される定期金

第二十二條

1 この条の規定の適用を受ける定期金については、給付の額と事故期間中に支給される家族手当の額との合計額が、第七条(b)の事故に関し、標準受給者にあつては、受給者の従前の勤労所得と標準受給者と同一の家族的責任を有する保護対象者に支給される家族手当の額との合計額の六十パーセントに少なくとも達しなければならない。

2 受給者の従前の所得は、所定の規則によつて計算する。保護対象者がその勤労所得に従つて階層に分類されている場合には、その者の従前の勤労所得は、その者が属していた階層の標準勤労所得によつて計算することができる。

3 給付の額又は給付の計算に当たつて考慮される勤労所得については、最高限度を国内法令で定めることができる。ただし、この最高限度は、受給者の従前の勤労所得が男子熟練労働者の賃金に等しく又はこれより低い場合について1の規定が満たされるように定め

る。

4 受給者の従前の勤労所得、男子熟練労働者の賃金、給付及び家族手当は、同一の時点を基礎として計算する。

5 標準受給者以外の受給者に対する給付は、標準受給者に対する給付と合理的な関係になければならない。

6 この条の規定の適用上、男子熟練労働者は、次のいずれかの者とする。

(a) 電気機械製造業以外の機械製造業の取付工又は旋盤工

(b) 7 の規定に基づいて選定される典型的な熟練労働者

(c) すべての保護対象者のうちの七十五パーセントの者の勤労所得と比較してこれに等しいか又はこれを超えることとなる勤労所得を有する者。この場合において、勤労所得は、国内法令で定めるところにより一年又はこれより短い期間を基準とする。

(d) すべての保護対象者の勤労所得の平均の百二十五パーセントに等しい勤労所得を有する者

7 6 (b) の規定の適用上、典型的な熟練労働者は、第七条(b)の事故に係る男子保護対象者（経済活動に従事するもの）の最大多数を有する経済活動の大分類中でこれらの男子保護対象者の最大多数を有する中分類において雇用されている者のうちから選定する。このた

め、千九百四十八年八月二十七日に国際連合経済社会理事会の第七回会期で採択された全経済活動の国際標準産業分類（千九百六十八年までの改正を含み、附属書に掲げるもの）又は改正される場合にはその改正後の分類を使用する。

8 給付の額が地域によつて異なる場合には、男子熟練労働者を6及び7の規定に従つて地域ごとに決定することができる。

9 男子熟練労働者の賃金は、労働協約によつて定められ、国内法令の適用があるときはこれにより若しくはこれに基づいて定められ、又は慣習によつて定められる通常の労働時間の賃金（生計費手当があるときはこれを含む。）を基準として決定する。これらの賃金が地域によつて異なり、かつ、8の規定が適用されない場合には、中位の賃金を採用する。

第二十三条

1 この条の規定の適用を受ける定期金については、給付の額と事故期間中に支給される家族手当の額との合計額が、第七条(b)の事故に関し、標準受給者にあつては、普通成年男子労働者の賃金の額と標準受給者と同一の家族的責任を有する保護対象者に支給される家族手当の額との合計額の六十パーセントに少なくとも達しなければならない。

2 普通成年男子労働者の賃金、給付及び家族手当は、同一の時点を基礎として計算する。

3 標準受給者以外の受給者に対する給付は、標準受給者に対する給付と合理的な関係になければならない。

4 この条の規定の適用上、普通成年男子労働者は、次のいずれかの者とする。

(a) 電気機械製造業以外の機械製造業の典型的な不熟練労働者

(b) 5の規定に基づいて選定される典型的な不熟練労働者

5 4 (b)の規定の適用上、典型的な不熟練労働者は、第七条(b)の事故に係る男子保護対象者（経済活動に従事するもの）の最大多数を有する経済活動の大分類中でこれらの男子保護対象者の最大多数を有する中分類において雇用されている者のうちから選定する。このため、千九百四十八年八月二十七日に国際連合経済社会理事会の第七回会期で採択された全経済活動の国際標準産業分類（千九百六十八年までの改正を含み、附属書に掲げるもの）又は改正される場合にはその改正後の分類を使用する。

6 給付の額が地域によつて異なる場合には、普通成年男子労働者を4及び5の規定に従つて地域ごとに決定することができる。

7 普通成年男子労働者の賃金は、労働協約によつて定められ、国内法令の適用があるときはこれにより若しくはこれに基づいて定められ、又は慣習によつて定められる通常の労働時間の賃金（生計費手当があるときはこれを含む。）を基礎として決定する。これらの賃

金が地域によつて異なり、かつ、6の規定が適用されない場合には、中位の賃金を採用する。

第二十四条

この条の規定の適用を受ける定期金については、

(a) 給付の額は、所定の給付区分又は権限のある公の機関が所定の規則に従つて定める給付区分によつて決定する。

(b) (a)の額は、受給者及びその家族の当該給付以外の資産の価額が所定のかかりの額又は権限のある公の機関が所定の規則に従つて定めるかなりの額を超える場合に限り、その限度において減額することができる。

(c) 給付と給付以外の資産の価額との合計額から(b)のかかりの額を控除した額は、受給者及びその家族が健康かつ相応な生活を維持するために十分であり、かつ、前条の要件に適合するように算定された対応する給付の額を下回らない額でなければならない。

(d) この条約に基づいて支払われた傷病給付の総額が、前条及び第十九条(b)の規定を適用した場合に得られる給付の総額を三十パーセント以上超えるときは、(c)に規定する要件は、満たされたものとみなす。

第二十五条

加盟国の法令が第十八条の傷病給付を受ける権利につき保護対象者が資格期間を満たすことを条件としている場合には、この資格期間の条件は、給付を受ける権利を保護対象者の種類に通常属する者から奪うようなものであつてはならない。

第二十六条

- 1 第十八条の傷病給付は、事故の全期間にわたつて支給する。ただし、給付の支給期間とは、所定の各労働不能につき五十二週を下回らない所定の期間に制限することができる。
- 2 第二条の規定に基づく宣言が行われている場合には、第十八条の傷病給付の支給期間とは、所定の各労働不能につき二十六週を下回らない所定の期間に制限することができる。
- 3 加盟国の法令が勤労所得の停止の最初の期間については傷病給付が支給されないことを規定している場合には、この期間は、三日を超えないものとする。

第二十七条

- 1 第十八条の傷病給付の支給を受けている者又はその支給を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族若しくは他の被扶養者又は葬祭の費用を負担した者に対し、葬祭給付が所定の条件に従つて支払われる。

- 2 加盟国は、次の場合には、1の規定の適用を排除することができる。

(a) 当該加盟国が千九百六十七年の障害、老齢及び遺族給付条約第四部の義務を受諾して

いる場合

(b) 当該加盟国の法令が保護対象者の所得の八十パーセント以上の額の現金による傷病給付の支給を規定している場合

(c) 保護対象者の過半数が、公の機関の監督を受ける任意保険により葬祭給付の支給を保障されている場合

第四部 共通規定

第二十八条

1 この条約に従い保護対象者に支給すべき給付は、次の場合には、所定の範囲内において停止することができる。

(a) その者が当該加盟国の領域内にいない期間

(b) その者が事故について第三者から補償を受けている期間。ただし、停止される給付の部分は、第三者による補償の額を超えないものとする。

(c) その者が虚偽の請求をした場合

(d) 事故がその者の犯罪行為によつて生じた場合

(e) 事故がその者の意図的な不当行為によつて生じた場合

(f) その者が、正当な理由なしに、その利用に供された医療若しくはリハビリテーション

に関する施設を利用しなかつた場合又は事故の発生若しくは継続の確認若しくは受給者の行うべき行為に関する所定の規則に従わない場合

(g) 第十八条の傷病給付については、その者が公の費用又は社会保障の団体若しくは事業の費用で生活を維持している期間

(h) 第十八条の傷病給付については、その者が他の社会保障給付（家族給付を除き、かつ、現金によるものに限る。）を受けている期間。ただし、停止される給付の部分は、当該他の社会保障給付の額を超えないものとする。

2 保護対象者に支給すべき給付の一部は、所定の場合においてかつ所定の範囲内において当該保護対象者の被扶養者に支給される。

第二十九条

1 すべての請求人は、給付が拒否された場合又は給付の質若しくは量に関する不服がある場合に申立てを行う権利を有する。

2 この条約の適用上、立法機関に対して責任を負う官庁によつて医療が管理されている場合には、医療の拒否又は受けた医療の質に関する不服については、適当な機関に対して審査を請求する権利をもつて、1に定める申立てを行う権利に代えることができる。

第三十条

1 各加盟国は、この条約に基づく給付の適正な支給について一般的責任を負い、かつ、この目的のために必要なすべての措置をとる。

2 各加盟国は、この条約の適用に関与する団体及び事業の適切な管理について一般的責任を負う。

第三十一条

公の機関の規制を受ける団体又は立法機関に対して責任を負う官庁によつて管理が行われていない場合には、

- (a) 保護対象者の代表者は、所定の条件に従つて、運営に参加する。
- (b) 国内法令は、適当な場合には、使用者の代表者の参加について定める。
- (c) 国内法令は、公の機関の代表者の参加についても同様に定めることができる。

第三十二条

各加盟国は、この条約に定める給付を受ける権利に関し、自国の領域内において、通常そこに居住し又はそこで就業する外国人に対し、自国民に与える待遇と同等の待遇を与えることを確保する。

第三十三条

1 次の条件を満たす加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体が存在する場合に

は、これらの団体との協議の上、第二部及び第三部の特定の規定の適用を一時的に排除することができる。ただし、その適用排除がこの条約の基本的な保障を根本的に減損し又は阻害しないことを条件とする。

(a) 第二条及び第三条の例外及び除外の規定を援用することなしにこの条約の義務を受諾したこと。

(b) この条約に規定する給付よりも全体として高額の給付を支給し、かつ、医療及び傷病給付に関するその支出の合計が国民所得の少なくとも四パーセントに達すること。

(c) 次の三の条件のうち少なくとも二の条件を満たすこと。

(i) 第十条(b)及び第十九条(b)で要求される百分率に少なくとも十を加えた百分率の経済活動従事者を保護し、又は第十条(c)で要求される百分率に少なくとも十を加えた百分率のすべての居住者を保護すること。

(ii) 第十三条の医療よりも相当高い水準の治療及び予防の性質を有する医療を支給すること。

(iii) 第二十二条及び第二十三条で要求される百分率に少なくとも十を加えた百分率に相当する傷病給付を支給すること。

2

1 の適用排除を行った各加盟国は、国際労働機関憲章第二十二条の規定に従って提出す

るこの条約の適用に関する報告において、その適用排除に関する自国の法律及び慣行の現況並びにこの条約の条項の完全な適用のために達成された進歩を示すものとする。

第三十四条

この条約は、次のものについては、適用しない。

- (a) この条約が当該加盟国について効力を生ずる前に生じた事故
- (b) この条約が当該加盟国について効力を生じた後に生ずる事故に係る給付であつて、給付を受ける権利がこの効力を生じた日前の期間に由来するもの

第五部 最終規定

第三十五条

この条約は、千九百二十七年の傷病保険（工業）条約及び千九百二十七年の傷病保険（農業）条約を改正するものである。

第三十六条

1 千九百五十二年の社会保障（最低基準）条約第三部の規定及び他の部の関係規定は、同条約第七十五条の規定に従い、この条約を批准した加盟国について第三条の規定に基づく宣言が行われていない場合において、その加盟国がこの条約に拘束される日から適用されなくなる。

2 この条約の義務の受諾は、第三条の規定に基づく宣言が行われていないことを条件として、千九百五十二年の社会保障（最低基準）条約第二条の規定の適用上、同条約第三部の規定及び他の部の関係規定の義務の受諾とみなす。

第三十七条

この条約において取り扱われている事項に関して将来総会が採択する条約にその旨の規定がある場合には、当該条約に明記するこの条約の規定は、当該条約を批准した加盟国について当該条約が効力を生ずる日から、その加盟国について適用されなくなる。

第三十八条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第三十九条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が国際労働事務局長に登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二の加盟国の批准が国際労働事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第四十条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廃棄することができる。廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1の十年の期間が満了した後一年以内にこの条に定める廃棄の権利を行使しないものは、その後更に十年間拘束を受けるものとし、十年の期間が満了するごとに、この条に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

第四十一条

1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通報する。

2 国際労働事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通報する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第四十二条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第四十三条

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

第四十四条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力発生を条件として、第四十条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第四十五条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

附屬書 全經濟活動の國際標準産業分類（千九百六十八年までの改正を含む。）

大分類、中分類及び小分類の表

大分類 1 農業、狩猟業、林業及び漁業

中分類 11 農業及び狩猟業

小分類 111 農業及び畜産業

112 農業的サービス業

113 狩猟業、わなかけ業及び狩猟鳥獸養殖業

中分類 12 林業及び木材伐出業

小分類 121 林業

122 木材伐出業

中分類 13 漁業

小分類 130 漁業

大分類 2 鉱業及び土石採取業

中分類 21 石炭鉱業

小分類 210 石炭鉱業

中分類 22 原油鉱業及び天然ガス鉱業

小分類 220 原油鉍業及び天然ガス鉍業

中分類 23 金属鉍業

小分類 230 金属鉍業

中分類 29 その他の鉍業

小分類 290 その他の鉍業

大分類 3 製造業

中分類 31 食料品、飲料及びたばこの製造業

小分類 311—312 食料品製造業

313 飲料製造業

314 たばこ製造業

中分類 32 繊維工業、衣服等の製造業及び皮革製造業

小分類 321 繊維工業

322 衣服等の製造業（履物製造業を除く。）

323 皮革、皮革製品、皮革代用品の製品及び毛皮製品の製造業（履物製造業及び衣服等の製造業を除く。）

324 履物製造業（硬化ゴム製、型ゴム製及びプラスチック製の履物の製造業を

除く。)

中分類 33 木材及び木製品の製造業（家具製造業を含む。）

小分類 331 木材、木製品及びコルク製品の製造業（家具製造業を除く。）

332 家具及び装備品の製造業（主として金属を材料とする家具及び装備品の製造業を除く。）

中分類 34 紙及び紙製品の製造業、印刷業並びに出版業

小分類 341 紙及び紙製品の製造業

342 印刷業、出版業及びこれらに関連する産業

中分類 35 化学薬品、化学製品、石油製品、石炭製品、ゴム製品及びプラスチック製品の製造業

小分類 351 工業用化学薬品製造業

352 その他の化学製品の製造業

353 石油精製業

354 各種の石油製品及び石炭製品の製造業

355 ゴム製品製造業

356 他に分類されないプラスチック製品の製造業

中分類 36 非金属鉱物製品製造業（石油製品及び石炭製品の製造業を除く。）

小分類 361 陶磁器及び土器の製造業

362 ガラス及びガラス製品の製造業

369 その他の非金属鉱物製品の製造業

中分類 37 第一次金属工業

小分類 371 鉄鋼一次製品製造業

372 非鉄金属一次製品製造業

中分類 38 金属製品、機械及び器具の製造業

小分類 381 金属製品製造業（機械及び器具の製造業を除く。）

382 機械製造業（電気機械製造業を除く。）

383 電気機械、電気装置、電気器具及び電気用品の製造業

384 輸送用機器製造業

385 専門機器、理化学機器、計測用器械及び制御用器械で他に分類されないもの、写真用品並びに光学用品の製造業

中分類 39 その他の製造業

小分類 390 その他の製造業

大分類 4 電気、ガス及び水道の事業

中分類 41 電気事業、ガス事業及び蒸気供給事業

小分類 410 電気事業、ガス事業及び蒸気供給事業

中分類 42 水道事業

小分類 420 水道事業

大分類 5 建設業

中分類 50 建設業

小分類 500 建設業

大分類 6 卸売業、小売業、飲食店及び旅館業

中分類 61 卸売業

小分類 610 卸売業

中分類 62 小売業

小分類 620 小売業

中分類 63 飲食店及び旅館業

小分類 631 料理店、喫茶店その他の飲食店

632 旅館、下宿、キャンプその他の宿泊所

大分類 7 運輸業、倉庫業及び通信業

中分類 71 運輸業及び倉庫業

小分類 711 陸上運輸業

712 水上運輸業

713 航空運輸業

719 運輸関連サービス業

中分類 72 通信業

小分類 720 通信業

大分類 8 金融業、保険業、不動産業及び企業サービス業

中分類 81 金融業

小分類 810 金融業

中分類 82 保険業

小分類 820 保険業

中分類 83 不動産業及び企業サービス業

小分類 831 不動産業

832 企業サービス業（機械器具、貸付業を除く。）

833 機械器具貸付業

大分類 9 公共サービス業、社会サービス業及び個人サービス業

中分類 91 一般行政機関及び防衛機関

小分類 910 一般行政機関及び防衛機関

中分類 92 衛生事業及び類似のサービス業

小分類 920 衛生事業及び類似のサービス業

中分類 93 社会サービス業及び関連公共サービス業

小分類 931 教育機関

932 研究所及び科学機関

933 医療サービス機関、歯科サービス機関その他の保健サービス機関及び獣医
科サービス機関

934 福祉機関

935 経済団体、職業団体及び労働団体

939 その他の社会サービス業及び関連公共サービス業

中分類 94 娯楽サービス業及び文化サービス業

小分類 941 映画その他の娯楽提供業

942 図書館、博物館、植物園、動物園及び他に分類されないその他の文化サー

ビス業

949 他に分類されない娯楽サービス業

中分類 95 個人サービス業及び家事サービス業

小分類 951 他に分類されない修理サービス業

952 洗濯業、洗濯サービス業及び染色業

953 家事サービス業

959 各種の個人サービス業

中分類 96 国際機関その他の治外法権享有機関

小分類 960 国際機関その他の治外法権享有機関

大分類 0 分類不能の経済活動

中分類 00 分類不能の経済活動

小分類 000 分類不能の経済活動

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催されて千九百六十九年六月二十五日に閉会を宣言されたその第五十三回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百六十九年六月二十五日に署名した。

総会議長

J・ムーリー

国際労働事務局長

デイヴィッド・A・モース

船内の乗組員設備に関する条約（千九百四十九年の改正条約）（第九十二号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百四十九年六月八日にその第三十二回会期として会合し、

その会期の議事日程の第十二議題に含まれる船内の乗組員設備に関する提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約（引用に際しては、千九百四十九年の乗組員設備条約（改正）と称することができ）を千九百四十九年六月十八日に採択する。

第一部 一般規定

第一条

1 この条約は、営利の目的で貨物又は旅客の運送に従事し、かつ、この条約の適用を受ける領域において登録されるすべての海上航行船舶（公有のものであるか私有のものであるかを問わない。）であつて機関により推進されるものに適用する。

2 この条約の適用上、海上航行船舶に該当する船舶は、国内法令により定める。

3 この条約は、次の船舶については、適用しない。

(a) 五百トン未満の船舶

(b) 主として帆を用いて推進され、かつ、補助推進機関を有する船舶

(c) 漁ろう、捕鯨又はこれらに類する業務に従事する船舶

(d) 引き船

4 3の規定にかかわらず、この条約は、合理的かつ実行可能な場合には、次のものに適用する。

(a) 二百トン以上五百トン未満の船舶

(b) 捕鯨又はこれに類する業務に従事する船舶において通常の海上航行業務に従事する者の設備

5 もつとも、第三部に定めるいずれの要件も、特定の船舶について変更することができる。

ただし、権限のある機関が、船舶所有者団体及び（又は）船舶所有者並びに誠実な船員労働組合と協議した上、このような変更の結果全体としての条件がこの条約の完全な適用によりもたらされる利益よりも不利でない相対的利益をもたらすことを確認する場合に限る。加盟国は、国際労働事務局長に変更の詳細を通知するものとし、同事務局長は、国際労働機関の他の加盟国にこれを通報する。

第二条